

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成25年11月 1 日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成25年11月1日（金曜日）

午後1時29分開議

午後3時10分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラム（後期）素案の概要について

出席委員（7人）

委員長 内野 幸喜
副委員長 杉浦 康治
委員 堤 泰宏
委員 城下 広作
委員 佐藤 雅司
委員 池田 和貴
委員 松岡 徹

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 船原 幸信
政策審議監 佐藤 伸之
河川港湾局長兼
土木技術審議監 渡邊 茂
道路都市局長 猿渡 慶一
建築住宅局長 生田 博隆
監理課長 成富 守
用地対策課長 立川 優
土木技術管理課長 西田 浩
道路整備課長 手島 健司
首席審議員兼
道路保全課長 増田 厚
都市計画課長 平尾 昭人

下水環境課長 軸 丸 英 顕

河川課長 持田 浩

港湾課長 松永 信弘

砂防課長 古澤 章吾

建築課長 坂口 秀二

営繕課長 田邊 肇

住宅課長 平井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成

政務調査課主幹 福田 聖哉

午後1時29分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第6回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

執行部から、報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いします。

きのうまでがクールビズで、きょうからはネクタイ着用ということですが、まだまだ暑いですので、どうぞ委員の先生方、上着を脱いでも結構です。執行部の方もそれでもいいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 それでは、きょうは報告事項としまして、新熊本県建設産業振興プラン・アクションプログラムの後期について御説明したいと思います。

説明を簡潔ということですので、A3の横書きの素案の概要のほうで御説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、今後この素案をもとにいろいろな意見を伺いながら、最終的には来年3月の建設常任委員会で報告し正式に取りまとめ、公表したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、資料に従って御説明させていただきます。

1、まず初めの項でございますけれども、ポツの1つ目で新熊本県建設産業振興プランにつきましては、「技術と経営に優れた建設産業」、「社会に貢献する建設産業」、「透明で公正な市場環境づくり」を目標に掲げ、前期のプランに基づき建設産業を支援してまいりました。

ポツの2つ目ですけれども、後期の策定に当たっては前期の取り組み状況の検証を行うとともに、プラン策定後の環境変化に対応するため、前期の取り組みに加え公共事業費の安定的確保や若手技術者等の確保・育成などの事業の重点化・具体化などに取り組みたいと思っております。

2、アクションプログラム（前期）の取り組み実績についてでございますけれども、ポツの1つ目でございます、19の推進事業、60の細事業について着実に取り組んできましたが、検討中のものや取り組みが十分でないものもあります。

検討段階にとどまったものとして経常JV制度等がございます。

取り組みが十分でないものについては、電子入札等の市町村への普及状況等がございます。

3ですけれども、建設産業を取り巻く現状でございます。(1)本県経済に占める位置づけでございますけれども、①でございます。

県内総生産（名目）に占める建設業の割合は、平成8年度は8.9%でございましたが、

平成22年度は5.3%と低下しております。

②ですけれども、県内建設業従事者は平成8年が10.5%でございましたけれども、平成21年度は約5万9,000人と、全産業に占める割合も7.5%に低下しております。

右側に参りまして、(2)建設投資、建設業許可業者数の項ですけれども、県内建設投資額はピーク時と比べ約5割減少しております。県内建設業者数は、ピークと比べ約2割の減少となっております。

(3)でございます。

完成工事高営業利益率の件でございます。県内建設業者の完成工事高営業利益率は、平成12年の2.6%をピークに減少し、平成21年にはマイナス1.3%、その後、平成23年には0.1%まで回復したが、依然低い水準にあります。

ここには記載しておりませんが、他産業においては大体3%か5%の営業利益率が見込まれておりますけれども、建設業はやはり単品受注であることや労働集約型ということ、こういう低い結果ではないのかというのが一般的に言われている状況でございます。

(4)でございます。建設業就業者等の年齢構成の推移でございますけれども、本県の建設業就業者数は、55歳以上が39.5%、29歳以下が8.6%と、全国に比べ高齢化が進展しているという状況にあります。

2ページをお願いします。こういう状況を踏まえまして、4、アクションプログラムの後期の策定でございます。

(1)まず基本的な考え方としましては、ポツの1つ目、近年の公共投資の減少、建設業従事者の減少、競争の激化等による利益率の低下等に見られるように、地域社会を支えてきた建設業者が疲弊、また建設業従事者の高齢化、若年入職者の減少により、技術の承継、将来的品質への懸念も高まっております。

一方、建設産業は社会資本の整備・維持・管理更新、防災さらには地域の雇用、経済を支える本県基幹産業の1つという認識を持っております。

このため、技術と経営にすぐれた建設産業等、プランに掲げた目標としてを引き続き諸取り組みを推進していくこととしています。

さらには、公共事業費の安定的確保、若年技術者等の確保・育成の視点や国の入札契約制度の動向を踏まえつつ、建設産業振興のための施策を展開していきたいと思っております。

(2)が、推進事業です。

これは前期分も含めて書いておりますので、赤字が基本的には今回新規であったり拡充した内容でございますので、その内容を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、2ですけれども、(5)の補助事業者による県内企業への発注促進ということでございます。

県から補助金等を受けて施設整備——イメージ的には社会福祉施設等をイメージしておりますけれども、建設工事を発注する事業者に対し、県内企業への発注を要請するとともに、県外企業に発注する場合に理由を確認する制度の導入を検討したいと思っております。

(10)公共事業費の安定的確保と発注の平準化の項ですけれども、①としまして社会資本の整備、防災・減災対策、老朽化対策を着実に推進できるよう、さらには建設産業の育成の観点から必要な予算総額の安定的な確保の国への働きかけを強めていきたいと思っております。

(13)地域の雇用や防災に貢献する企業に対する支援ということで、①としまして、総職員数、新規学卒者雇用に応じた格付加点というのを、既に設けてはございますけれども、ここもしっかり位置づけていきたいというふうに思っております。

②のほうが、災害に対応できる重機等の保有に対する支援の検討ということで、基本的に財政的支援を今のところ考えてます。

経営事項審査では、書いておりませんが、ショベル系の掘削機やブルドーザー、トラクター、ショベルなんかは既に経営事項審査では加点等を評価されていますので、それに連動する形で財政支援等を検討していきたいというふうに思っております。

右側にいきまして、(17)でございます。

③としまして、建設業労働災害防止協会等が実施する技能講習及び安全衛生教育の受講状況を業者選定等での評価を検討したいと思っております。これは指名の段階で、現在、指名停止を受けたような業者は安全管理の面ではしないというような要綱をつくっておりますけれども、もう少し積極的に、こういう講習を受けている業者なんかを評価して、指名をしていくような制度を検討していきたいというふうに考えております。

(18)でございますけれども、格付において新たに建築系の継続学習制度の加点評価を検討ということです。既に今、土木系については加点評価をしておりますけれども、建築系が今ございませんでしたので、これを今度検討していきたいというふうに考えております。

(21)社会保険未加入対策の推進ということで、社会保険等未加入企業に対して建設業許可及び経営事項審査等において、加入の指導を徹底していきたいというふうに考えております。

(22)②でございますけれども、学卒者の定着を促進するため、学卒者採用後一定期間経過後も引き続き在籍している場合に、当該建設業者を格付加点等を現在検討したいというふうに思っております。

(23)若者の建設産業への新規就業を促すイメージアップ戦略等の実施ということで、若年者確保に向け行政及び業界が連携して、建設産業の魅力や役割、地域貢献などを発信

し、若者の建設産業への新規就業を促すイメージアップ戦略の展開を新規予算等で検討しております。

(24)ですけれども、②若手の技術者、技能労働者の育成を図るため、企業等が研修、資格取得等に支援をする場合については、これも財政支援等を検討していきたいというふうに思っております。

(26)技術力の評価の項ですけれども、②としまして、建設工事の種類別工事成績の格付加点について、工事の難易度に応じた見直しを検討ということでございます。

具体的には、今5,000万円以上の工事につきまして、工事成績に応じて格付加点をしておりますけれども、これが建築も土木も全て一緒のような格付をしておりますので、5,000万円以上でも建築の5,000万円はいろいろ違ってきますので、その辺、難易度に応じて見直しを検討したいというふうに考えております。

③が、登録基幹技能者の配置に対する評価を検討ということで、既に登録基幹技能者は平成20年から制度化されておりますので、この辺についても今後、技術力の評価、品質の確保の観点からも、登録基幹技能者の配置に対する評価を検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、3ページをお願いします。

9番ですけれども、ここは(30)のところですが、赤字のところですが、建設技術センターがいろいろな建設業者向けの研修をしております。ただ現場のほうからは、なかなか建設技術センターまで人を研修に行かせるか一日つぶれるとかいろいろな話もございますので、その辺できるだけ建設業従事者が受講機会が拡大できるような仕組みを検討していきたいというふうに考えております。

(36)ですけれども、経常建設JV制度の創設ということでございます。

前期では、経常建設JV制度については検

討としておりましたけれども、後期に向けては一応創設に向けた検討を始めたいというふうに思っております。

継続的な協業関係にある共同企業体、経常建設JVの入札参加格付に係る制度の創設について、検討していきたいというふうに思っています。

(38)ですけれども、新分野進出の関係につきましては、既に事業実現可能性に関する基礎調査等を試験研究については経費の助成をしておりますけれども、さらにステップアップさせるために、新分野進出に必要な技術習得等、例えばそれに加え販売等促進につきましても、経費の一部助成を考えております。

39番ですけれども、企業等の農業参入の支援関係でございますけれども、すでに相談窓口の設置、新規投資への補助等されておりますけれども、セミナー開催やフォローアップの実施等により、企業等の農業参入を総合的に支援したいということで拡充されております。

下のほうにいきまして、(48)ですけれども、環境に対する取り組みの評価ということで、熊本県地球温暖化防止に関する条例に基づく事業活動温暖化対策計画及びエコ通勤環境配慮計画を任意に行う者への格付加点を検討ということで、こういうことに取り組む企業につきましては格付加点を検討したいというふうに考えております。

右側にいきまして、(49)の入札契約制度の改善ということでございます。

②としまして、地域の核となる企業の維持・確保のための入札契約制度の検討ということで、内容としましては、現在、業界等から、業者等からいろいろ心配の声が上がっているのが、今年度特に災害等が昨年度からありましたもんで、地域バランスが非常に悪くなってるんじゃないかと。ある地域、県南とかについては余り工事量がないので、今回の格付につきましては、そのA1は全県1区でいろいろいけるんですけれども、A2は地域に

において地域要件がかかっていますので他地域に行けない中で、やはり地域にある程度A2業者もいていただかないと、災害等があったときに支障が出るということで、地域バランスの問題が次回の格付では非常に危惧されていますので、その辺を踏まえて地域の方の企業の維持・確保のための入札制度については検討を始めたいというふうに思っています。

③が、社会資本のマネジメントが維持管理・更新が中心となる時代に向け、発注のあり方などについて研究・検討ということにしております。

内容的には、維持管理計画については、計画に基づきますと大体今30%ぐらいが維持管理の予算になっておりますけど、それが少しずつふえていく可能性がございます。そうすると、公共事業費、同じパイの中で維持管理事業が多くなれば、土木一式というか専門工事が中心になっていったりしますので、土木一式業者と専門工事業者のバランスをどうとっていくかというのを、この辺で研究・検討を始めたいというふうに思っております。

(50)の入札契約に係る情報の公開等についてでございます。

②のほうですけれども、予定価格の積算内訳の公表を検討ということで、現在、予定価格の積算内訳については、請求があれば公表するようにしておりますけれども、もう少し行政のほうから積極的に、もう既に公表できるんでありますので、もう積極的に、請求がなくても公表する形をとっていきたいというふうに考えております。

(53)入札ボンドの導入ということで、入札ボンドというのは、入札前に保証機関——銀行等ですけども——が、会社の経営状況を審査して保証する制度ですけども、これの導入につきまして、不良・不適格業者の排除やダンピングの防止の観点から、一定額以上の入札を対象に入札ボンドを導入をしたいというふうに考えております。

(60)ですけれども、公共工事からの暴力団排除の徹底ということで、②ですけれども、暴対法に基づく不当要求防止責任者講習の受講状況などに応じた格付加点の検討ということで、暴対法で不当要求防止責任者の講習を受けるような仕組みになってますので——3年に1回でございますけれども、そういう講習を受けるような、受けさせて責任者を置くような企業に対しては格付加点等の評価を検討したいというふうに思っています。

最後になりますけれども、(63)の拡充のところで再掲ということで赤でしておりますけれども、低価格入札やダンピング防止に向けた最低制限価格等の見直しの促進ということで、これは市町村のほうで、なかなかまだ最低制限価格がかなり低く抑えられているというところもございますので、できれば公契連モデルというのがありますので、これに向けて見直し等を図っていただくよう、市町村と連携を図りたいということで考えております。

以上、簡単ではございますが、概要の説明ということでよろしく申し上げます。

○内野幸喜委員長 以上で説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○城下広作委員 3ページに、県の技術センターの研修の充実というところで、見直して受講者の拡大ということを検討なんですけれども、これは今まではどちらかという建設業協会に入っている方を対象にとかあるけど、入っていない方とかそういう人にも広げるという意味合いですか、それとも、どういう感じか、もうちょっと詳しくいいですか。

○成富監理課長 今でも建設技術センターは協会員だけという限定はしてませんので、いろいろな業者が受けれるようになっていま

す。

この意味合いは、その建設技術センターでは——城南にありますけども、そこにみんな来ていただくような仕組みにしていますので、業者さんからすると、県南の業者さんからすると、やっぱり半日の講習でもやっぱり一日かかってしまうと、一日使えないというような意見が出てます。できれば出前講座みたいにして、県南、県北とか、そうすればもっと受講者をふやせるというような意見もいただいていますので、その辺も検討していきたいということで記載しております。

以上でございます。

○城下広作委員 なかなか、これ受講したくてもなかなか受講できないというか、連絡が協会を通してとかという形で限定的になっている部分で、意外と小さな事業者が知らないとかで行けなかったとかというのもあるから、幅広くそうやって、まあ企業努力して、まだ県になかなかお世話にならないけども、今から努力して県の仕事もお世話になりたいという人もたくさん、やっぱり企業としては前向きなところもあるんですね。だけど、こういうことをなかなか受けてないとチャンスがめぐってこない、評価が低いということだから、なるべく受講しやすいような形で拡大するということは、結果的に技術の向上とか、いわゆる県に貢献するという部分を、ある意味では意思をしっかり受けとめるということにつながるの、さらにこれは頑張っていたきたいと思います。

続けて、よろしいですか。

○内野幸喜委員長 はい、よろしいです。

○城下広作委員 44番のところ、これは赤じゃないんですけど、よく災害じゃない日ごろのときにボランティア、まあ災害のときもそうですけど、建設業としていろいろボラン

ティアで頑張っていて、いざとなったときにはそこを評価するというのがあるんですけども、ここは現存のボランティアで貢献しているというのは、結構高い位置で評価をしているんですか、それとも全体的な評価の分としてどうなんですか、これは。日ごろボランティアで頑張っている、いざとなったときにそれが余り評価されないとかというと、協力しているのに余りたけにならぬというふうなこともあるから、この辺はどうなんですかなと思って。

○成富監理課長 今ボランティアにつきましては、格付等で評価してますし、総合評価落札方式の中でも評価してるという形でやりますけども。

以上でございます。

○城下広作委員 ボランティアでというか、日ごろ何もないときでも結構公共事業の、何かちょっとした道路補修の分で頑張って、ぱっと緊急性に対応するとか何とかと、いろいろなことで頑張っているようなことの分も、ちゃんと評価の部分でいろいろ見ていくということ自体はもうしっかりされているということの認識でいいですか。

○成富監理課長 その方向というふうには思ってます。

○内野幸喜委員長 加点は何点だったか。

○城下広作委員 これ意外と、いろんな部分では何もないときでもいろいろと協力しているけども、いざ仕事になったときは、地域性とかA1とか何とかそういうのでどんとって、余りこれはもう焼け石に水みたいな形になると、ちょっと寂しいなというのがあるんですよ。

○成富監理課長 例えば、ボランティア活動の実績のある者は5点ということでしてま

す。
○城下広作委員 5点というのが高いのか低いのか。わかりました。ちゃんとやっているということで、もうこれは今までどおりで余り見直しがなくて、しっかり十分だということであえてですね、そのままの分だと思いま

す。
済みません、それでは最後に1点だけ。

○内野幸喜委員長 はい。

○城下広作委員 49番の例の、先ほど言われましたA1は全県という形だけど、特に今回災害の部分で、やっぱりその地域というのがある意味では重視するという、これは全くわからぬじゃない、当たり前のことだと思います。

ところが、余りにも法外に災害で工事の対象がふえた場合には、やっぱりこれは地域で縛るとどうしてもそこに集中して、1社が何十本と取らなければいけない。工期で不安が出る。例えば、だけど窓口はその地元企業を取り、結果的に仕事が県下からいわゆる下請で入ってくる、こういう部分の現実を考えると、ある程度の適量は当然地域でやるけど、その枠を越えるときには幅広く全県一本とか、全県というより県北、県中、県南とかいろいろ何かあるんで地域性というか、それをもう少し拡大していくというかいう考え方がないと、県の大きなばあつと復旧に係ることだけど全然、例えば今回阿蘇の部分でも県南の部分は一切それには何の関係もなくという形になってしまうということで、全部私はやるとは思わないんですけども、ある程度ここはよくバランスを考えて、1社で大量にという形、結果的には下請で、結果的には事を全部やって形を変えて、県南からもずうつと

仕事きたという形よりも、もっと拡大しながら、災害のときだけは少しそういう考えを当然考えておられるから、これのイメージをもう少し、どういうぐらい考えているか、ちょっとここで言えます。何かちょっとイメージ的な部分として。

○成富監理課長 具体的なイメージはこの場ではちょっとお話しは。

私の考えとしましては、今おっしゃるように災害の、今回もう阿蘇の災害という、近年にない規模だったもんですから、ちょうど業者さんも公共事業が減っている中で、人も機械も減らしてきた中で今回災害というのが起きた。それでどう対応すべきかということで、確かにA1は県内全域ということで、初めはやっぱり地元になかなか入りにくいところで、ほかの地域からの応援はなかったんですけども、かなり今は県南とかの方々もA1は協力していただいている状況にありますので、1ついい形は、A1物件についてはできたんですけども、A2物件につきましてはおっしゃるとおりかなりもう手いっぱいという実態が出てきているやに聞いてます。

本当に初めから、ある業者さんのときは初めからある程度協力体制、全県で災害だけ取り組めばもっとうまくできたんじゃないかという話もいろいろなところからもお聞きしましたけども、なかなかこの地域要件というのが今まで慣例的にずっとありましたんで、なかなか外すのが、現場の中ではちょっと非常に厳しかったもんで、今回なかなかすぐはできなかったんですけど、今回を教訓にしまして、いろいろなA2物件につきましても、災害が起きたときにどういう形でやっていくのか、この辺も一緒に考えていければなと思ってます。

○城下広作委員 もう、私もそういう話だと思います。日ごろは、やっぱり地域性をしつ

かり考えて配慮する大事なことだと思います。ただ、災害に関しての、災害のときに特別に量が桁違いに多くて、明らかに、例えばA2物件なんか、やっぱりこれはやれないだろうという場合には、もう少し適用の範囲を考える余地はあるなということ、今回こういう見直しも考えておられるでしょうから、今回のことをしっかり例としながら、教訓としながら、やっぱり復旧・復興がスムーズにいくことが大事ですから、その部分をまず前提でしっかり考えていただくきっかけになればなど期待をしておりますので、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 今の話ですね、確かに成富監理課長がおっしゃったことも一つそうなんですけども、一つはやっぱり、ある程度離れた箇所から、例えば阿蘇に行っても利益がなかなか出ないということで、行かないところもやっぱりあるわけですね。これは、いつも言っているとおり実勢価格に応じた積算単価ですね、そういうふうにしていかないと、やっぱり利益が出ないのに、やっぱり行かないというところはやっぱり多いわけですね。その辺も一つあるということは、当然皆さんも御存じだと思いますけれども、今の話は表面的なことのあれですけど、中にはそういうところもあるということも、やっぱりこれ理解しておかないといけないかなというふうには思います。

ほか質疑ありませんか。

○池田和貴委員 まず、このアクションプログラム後期の素案の概要を説明していただきましたが、初めにであってですね、2番目にアクションプログラムの取り組み実績はあるんですか、その前期をどういうふうにも評価をされているのか、それに基づいて、この後期の部分は変えられたかと思うんですが、その

前期を受けての評価をちょっとお伺いしたいというのがまず1点と、それと入札の発注標準の見直しがありましたよね、あのときの説明で、熊本県とすると、要するに今後予算額なかなか確保できない中で、やはり建設業の会社数が多過ぎるのではないかという説明をずっと私たちは聞いてきたというふうに記憶をしているんです。

その中で、今こうやって見せていただくと、大分数は減ってきているんだと思うんですね。これは合併の推進とかいろんな形でやられているんですが、実際に今後その発注標準をされたときに考えられたものと今の現状、これは皆さん方が建設産業を振興しようとした、いわゆる将来像というか、ある程度の像があったと思うんですが、それとどういうふうには今は映っているのかということも、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

その上で、こういうアクションプログラム、建設産業振興プランとかのアクションプログラム、そういうのができてきているというふうに思うものだからですね、ちょっとその辺を教えていただきたいと思っています。

3つ目が、建設就業者等の年齢構成なんですけど、やっぱり若年の就業者の方が非常に少ないという話は、私も現場のほうからよく伺ってますし、危機感も非常に感じているところです。この実際の、1ページの(4)を見ると、本県の場合は55歳以上の就業者というのは平成20年を境に全国よりもどんどんこうふえていって、平成19年から若年者数がどんどん下がって行って、今では全国平均よりも55歳以上は多いし、29歳以下というのは非常に少なくなってきているという現状があるんですね。

これは、こういうふうになったのはなぜなんでしょうね、この辺を境に。その辺もし分析があれば聞かせていただきたいと思いますし、一つ今地元から、地元というか建設業の

人たちからよく私が聞く話ですね、産業開発青年隊、これがもう1回復活してくれないかという話をよく聞きます。やっぱり、ここが一つの若年労働者をずっとこの建設業のすばらしさをたたき込む1つの装置として機能していたのかなという気もしますし、何か今まだ宮崎のほうでは残ってて、熊本からも大分そちらのほうに行かれているという話もちょっと聞いたりはしているんですけど、現実には数字を私はつかんでいるわけじゃありませんが、その辺どう思われますか。ちょっと、その辺教えてもらえませんか。

○成富監理課長 まず、1点目ですけども、前期の評価でございますけども、前期としましてはもともと4つの目標を掲げて、19の促進事業、60の細事業についておおむね90%の事業は達成できたんで、事業的には達成できたと思っております。

ただ、その中身といいますか、それで建設業者が本当に技術と経営にすぐれた建設産業が残っていつているかというのは、道半ばではないかというふうに思っております。

続きまして、23年6月の発注標準の見直しは、企業数が多いと。それを踏まえて今どんな形である見直しが成っているのかということでございますけども、確かに私どもはあの23年6月の見直しの中で、A1、A2を中心に業者育成、技術と経営にすぐれた業者にしていくということで進めてまいりました。これも先ほどと同じ答えになるんですけども、やはり本当に技術と経営にすぐれた業者が360社きれいに育っていくかというのは、まだまだいろいろな面でフォローしていかないといけないのかなと思っておりますので、これも道半ばではないかというふうに思っています。

3番目の年齢構成の関係でございますけども、これはもう私見で、私の考えで言いますと、やっぱり平成19年、20年ごろがちょうどサブプライムローンとかリーマン・ショック

が起きまして、やはり一番業者さんが厳しい状態、景気自体が一番厳しくなった時代。やはり熊本というのは公共事業に頼る建設業者さんが多いのと、中小零細建設業者が多いもんですから、その面で全国やっぱりゼネコンとかいろいろいらっしゃるんで、その辺である程度吸収といいますか、数字的に吸収できる分があると思いますけども、熊本はやっぱり大手がございませんので如実にあらわれてきたのかなと、数字的に、この辺を境に。それで、なかなかやっぱり中小零細が多い熊本の業者としては横並びで、大手が1つもないもんですから、こういう形で如実にあらわれてくるのかなと思っております。

ただ、やはり熊本を九州各県で見た場合は、やっぱり熊本よりちょっと悪いところもありますんで、九州各県でいえば熊本が突出してこういう状態というのではないと思っております。ただ全体的に、やっぱり地方に行けば中小零細が多いんで、こういう形になったのかなというふうには思っております。

最後の産業開発青年隊の要望は、私どももいろいろ業者さんと意見交換する中で、やはり産業開発青年隊を出た人は即戦力だから、非常に頼りになるから復活してくれという意見はよく聞きます。ただ、あのときちょうど行革というのもありましたけども、県で持っているところは定員に満たないと、県からいろいろ建設業者さんに頼んで無理して来てもらっても、やっぱりもう出せないということで、採算が合わないということになりましたんで、今そういうお声はお聞きしておりますけども、私どもとしてはすぐそういう施設をつくって県でやっていくよりは、まず宮崎のほうはまだ定員が足りてないような状況というのも聞いてますので、数的には正確には把握してませんが、まあ2、3名出しているという話も聞いてますので、できれば新年度予算でそこに助成するような財政支援制度なんかを考えて、そういう形で当面はやられ

ないかなというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。一つ一つ丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。

やっぱり大きく環境が、ここ5、6年大きく、こっち振れてあっち振れて、災害も起こってというのもあったんじゃないかというふうに思いますが、その辺は機動的にできる部分はやっぱりやっていただきたいというふうに思っています。

済みません、もう一つちょっと聞きたいんですが。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 建設産業を振興する上で、今建設業協会という協会があります。実態、その全体の業者さんの意見を吸い上げる際には、建設業協会のほうもやりますし、また皆さん方も振興局も含めていろいろ情報収集していただいていると思うんですが、この建設産業振興プランや建設産業を振興するために、この建設業協会というのは、今後建設業協会がどういうふうにあってほしいというか、必要だと思うかまたは。というのは、やっぱり地域によって違うんでしょうけど、もう建設業協会から脱退を多くがしていくような状況の中で、皆さん方が抱える——県の建設産業の振興という意味で、そういった状況が、まあ別に放置しておいても構わないのか、それとも若干それは問題になるのかどうなのか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですがね。

○成富監理課長 私どもとしては、実態の話をしみますと、災害等が起きたときとか家畜伝染病が起きたとか、そういうときには、

やっぱり実態は協会を通じていろいろ御協力をいただいているというのが実態がございしますので、そういう面からいくと、やはり困ったときには頼りにしている実態というのがありますので、やはりどっかで指示系統がないとなかなかそういう、災害とか何とかなら対応できない、危機管理ができないというのがありますので、県政を運営していく中では、やはり建設産業協も大事ですし、やっぱり協会という1つ核というのがやっぱりある程度ないと全体的な動きというのが、私ども産業を育成していく中で、核がないとやっぱりなかなか方向性が一緒にできないという面もございしますので、そういう面からすると私は建設業協会というのは、私の考えかもしれませんが、必要というふうには思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。確かに何かあったときには、やっぱり一個一個個別にやるというのは大変なんで、どこか指揮命令系統があったほうがいいんじゃないかというのは、本当にそのとおりだというふうに思っております。

今の現状を成富課長やほかの皆さん方はよく御存じだと思うんですけど、本当にもしそうであれば、そのときのためにやっぱりきちんと、何かあったときのために動いていただいて、やっぱり県民の安心・安全を守るのは、やっぱり最前線で働いていただくのは建設業の方々ですから、そういった体制になるように、やはり県としては今の現状を踏まえて少し部内でいろいろもんでいただいて、すぐに答えを出せとは申しませんが、部内の中でできればそういった面についても話をしていただければと思うんですね。これは部長どがんですか。

○船原土木部長 先ほどからもありますけれども、建設産業というのは、危機管理の面か

らも地域にとっては一定量存在するというのは非常に重要なことであるというふうに考えております。

ですから、そのために何ができるかということで、例えばこういうアクションプログラムを作成して経営力、技術力がまさる業者には生き残っていただきたい、そういうことで進めておるつもりでございます。

○池田和貴委員 本当に、企業としてはそうだろうというふうに思います。あとは、そういった企業を束ねて、何かいざというときにきちんと県の危機事態に対応できるような形になるように、やっぱりもう1回ちょっとぜひそこは部内で検討していただきたいと思っております。これは、もう要望です。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑。

○松岡徹委員 新建設産業振興プラン・アクションプログラムの後期素案ということで、この冊子に沿って、まず評価をする点ですな。

1つは、22ページの県内企業の育成というところで、(10)のいわゆる地方の社会資本の整備、防災・減災、老朽化対策の必要な予算の確保と、それから29ページですね、29ページの人材確保・育成のところの若年技能者等の確保・育成などについての赤書きのところは、この間も議論もされてきたと思っておりますけど、大変大事な点で、より案の段階までさらに充実させていっていただきたいというふうに思います。

その上で幾つか、この冊子を読んで気づいた点について問題提起と議論をちょっとしたいと思っています。

冊子の8ページですね、冊子の8ページの(2)の、いわゆる建設投資と建設業許可業者数の関係ですけど、投資は5割減って業者は

2割という、この問題は前回か議論したんですけどね、ずっと調べてみると、結局、国土交通省の例えば方策2011とか12とかそれ以前とか、そしてこの分析があるわけですね。なぜこういう分析があるかというのをさらに調べてみると、結局はスーパーゼネコンを中心にした頂点から三角形・ピラミッド的であって、このグローバル競争に対抗できるようなコスト対策とか、やっぱりそのすそ野を整理・淘汰するといいますか、そういうのがいるんなど出てくるわけですね、国交省の文献なんかを読んでみると。

この論でいくとどうなるかということ、例えばこの冊子の資料の次のページの9ページの(3)で、熊本県の場合、資本金1,000万円未満の法人や個人事業主が、いわば67.2%というふうにふえているし、全国よりも7.8%高いというような、これは全国的に見て、例えば日本の建設産業の場合、従業員20人以下が93%で、そこで働く従業者が60%ちょっとぐらいになるわけですよ。そこをずうっといわば切り込んで淘汰していくとどうなるかということ、それはもうその地域の建設産業、建設産業による雇用、さらにはその地域の経済というのが縮小していくわけですよ。中央政府の論理はそれでいいかもしれぬけれども、熊本県の地方の立場から見た場合に、その論でいっていいのかという問題があるわけですね。

それで、これは前回も前々回も言ったんですけども、同じ国土交通省の資料で、いうならピーク時というといわば公共投資が異常に膨れた時点なんですけども、それ以前の1985年と今を比べてみると、これは国交省関係の資料ですから、僕は捏造して言っているわけではなくて、改めて言うと1985年の建設投資は49兆9,000億円です。これがいうならばピーク時というのは1992年ですけども、83兆9,000億円にがっつとふえて、そして大体それがずうっといわゆる90年代の公共投資のバブル時代

ですね。97年ぐらいからずっと下がって、2012年は45兆7,000億円という、50兆円前後になっている。

それで、この許可業者数は1985年でいくと53万8,000ですけど、これは許可業者数は2000年に60万台に1回乗ったけど、あとは大体50万台、50万前後です。いわば50兆円から80兆円にふえるような建設投資の曲線とは全然違う曲線で、2012年は48万になって50万前後になっているんですよ。

だから、あえていわばピーク時と比較して建設業者の減り方が少ないという、これ自体はうそじゃないから書くなとは言わぬけれども、そういう角度から分析して振興プランを立てれば、熊本みたいところは、いわば末端の業者は淘汰されて地域経済はさらに悪くなっていくということにならざるを得ないわけですね。そこをもう少し、やっぱり長いスパンで見て、いわば建設投資と業者の数の流れを正確にとらえて、そういう現状認識の上に立ってどうその振興プランをつくるかというふうに考えるべきじゃないかと。

これは何回も言ってるけども、そこら辺はどうですか。少しは考えてみたですか。

○成富監理課長 おっしゃるように、やはり地域においては、建設業者というのは非常に重要な役割を雇用から経済、防災から含めていろいろ重要なニーズ意識を持っております。

ただ、限られたパイの中でどういう形で建設産業を育成するかというのを、やっぱり小規模な業者さんがたくさんいてやっていくのか、ある程度、まあ核とまでは言いませんけれども、ある程度大きな業者、大企業とは言いませんけれども中ぐらいの企業さんを中心にやっていくのかというのが2つの方法があると思いますので、そこは非常にバランスをとりながらやっていかないといけないということで、23年6月の発注表の見直しのときも、A

1、A2を中心に発注するとしましたけども、B、Cについても下請とか市町村工事でしっかり取っていただいで、そこを潰していくという発想ではありませんので、そこは県内全域で支えていくというスタンスで臨んでますので、しゃくし定規的に小規模業者を見放すという感じは思っていないんですけども。

以上でございます。

○松岡徹委員 なかなか難しい問題は、実践的にあるんですよ。ただ、やっぱり正確な処方箋を出すためには、やっぱりその前提になる分析がやっぱり大事だと。ピーク時の建設投資と比べてどうだという型だけでいくと、やっぱりゆがむと。

私が言っているのは、もう1つの資料では、いわば公共投資のバブル以前の公共投資と業者数と今とこれは大体同じようなあれになっている。そこら辺を踏まえて、やっぱりその建設産業振興プランのあり方を考えるという視点を一方ではきちっと持ってほしいということを行っているわけです。

委員長、次に27ページ。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 27ページは、人材確保・育成のところですけど、ここで私はぜひ加えてほしいというふうに思っているのが2点ありましてね、これはこの間もちょっと議論してきた設計労務単価問題で、国交省が全国平均15.2%の引き上げをやりましたたいね。従来型の市場評価主義的なやり方になって、やっぱり保険料、福祉なんかも含めた、いわば標準生活設計型のそういうものをカウントした中身で示したわけですね、4月1日。

ですから、そこら辺を踏まえて、ここを実際はそうしたけど、実際の末端の下請はどんどんどんどん下請単価切り下げられて、そし

て末端の下請と労働者にしわ寄せになる現状がある、そこをそうならないように、やっぱり末端の下請の利益率もちゃんと確保して労働者の賃金も確保する、引き上げていくというところがないと、人材確保といっても、やっぱりそれがベースなんです。だから国交省だって設計労務単価を1997年からずうっと下げてきたのを一遍に10%以上したのはそこがあるわけです。それが人材確保・育成というなら、やっぱり一つの大きな柱にならなければいかぬというふうに思うんですよね。それが1つと。

もう1つは、それと関係して職場環境をよくするという点では、この前も言ったけど建退共問題ですよ。問題は、建退共問題では、元請の責任でちゃんと現場に証紙を置いて、現場で添付するという体制をどうつくらせていくか。そのために試行として県としてある程度、立入調査もするというようなふうに踏み出されたのは高く評価しますが、やっぱりその建退共制度を、それは業界の納得も得ながらどういうふうにきちっと末端まで徹底するかと、現場まで。これは公共事業の現場だけじゃなくて、民間の現場までするという点では大変なだけども、それは協会とも、課長が言ったように協力をして、そこら辺のところはどうだろうか。この2点ですね、27ページについては。どうですか。

○成富監理課長 おっしゃるように人材育成、若手の確保ということと、やっぱり社会保険とかそういうのがしっかり入っていると、土・日が休めるとかというような問題もございまして、設計労務単価のあり方についてはプランの中でどこかに書くように盛り込みたいというふうには思っております。

建退共の問題につきましては、今回試行で各元請業者さん、下請業者さん、重層下請の2次、3次も含めて実績を出すような仕組みを、今年度10月からやっておりますので、そ

れに立入調査もするようにしていますので、まずここをしっかりと、また建設業協会等を通じてその意識の徹底を図りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 冊子の42ページと43ページですけれども、いわゆるPFI、PPP、入札ボンドですね。それでよく言われるVFMですな。結局はValue For Moneyというのかな、いうならば、PFIにした場合に、どここう一般的な公共であるよりも値下がりになるかということなんだけど、この前、僕はこのPFI関係のセミナーに行っているいろいろ聞いてみると、そういう計算の96%はコンサルがやるそうなんです。だから、極端に言えばどうにでもなるという、本当にそれで正確に検証ができるかということなんかを指摘する人もおったし、民間の金融資金での利息と、いわば通常の起債でやるのでは、どっちが値下がりになるのかという詳細な試算もなかなかまだ余り十分できてないらしいですね。

逆に問題点として、例えば事業を担っていた民間業者が経営破綻して撤退したので、自治体が施設を買い取らざるを得なくなった例とか、事業見通しが甘くて、公共部門で実施するよりもコストが高いため契約を解除したとか、それから当初から赤字が続いて、契約解除の際に市が特定目的会社、いわゆるSPCに損失補償金を支払ったとか、結構そのPFIも問題点が出ているわけですね。結局は、そのPFIというと、やっぱり資金力の関係で地場の建設業、地場の業者との関係ではやっぱり不利になるわけですね。ですからPFIについては、いやPPPについては本当に慎重に検討しなければならぬということですね。

それから入札ボンドも、一般競争入札で入札参加の自由というのがあるわけですが

も、それは法的に。ところが、入札ポンドでいくと、その受注する側は損保会社に計画を出さないかぬ。そうすると金融機関がいわば査定をする。金融機関にその施工能力、建設業社の施工能力をちゃんと査定する力があるかという、これだって非常に不確かだ。ですから、PFIと入札ポンドを全面否定するわけじゃないけども、よく慎重に熊本県の立場で吟味して対応していくというのかな、というのが必要じゃないかと思えますけども、そういう意味に理解していいのかな、この表現は。どうでしょう。

○成富監理課長 おっしゃるように、まずPFI等につきましては引き続き検討としていますのは、なかなかそういう案件が県レベルの段階の工事はなかなか想定できませんので、まだ引き続き検討という意味でしています。

もう1点、入札ポンドのほうにつきましては、一定金額以上ということで、県外資本が入ってくるような工事、これをイメージしています。

以上でございます。

○松岡徹委員 慎重にということだと、この問題では最後に46ページですね。不良不適格業者の排除の徹底の問題ですけども、これでは、もちろん法令を守らないかぬわけだけども、実際、保険に入れないとかあるいは掛金が払えないとか、したくてもできないという現状があるわけだ。そこをどう見るかという点で、やっぱりいろいろ調べてみると、結局は元請が低価格入札をして、その元請が下請に対して低価格の指値発注をすると。それで、いわば下請になればなるほど利益率が下がるという、ここをやっぱり改善せないかぬと。

それで私の提案は、いわば法定福利費を含めた保険料とか、保険料を含めたやっぱり発

注する際の積算をやって、それを工事費と別枠で契約し別枠で支給するということまでいかない。この問題は、いわば不良不適格業者だということでは排除するだけでは解決せぬわけですよ。国土交通省の文書でも、いわば標準見積書はつくれとなっておるけど、別枠でいわば積算し別枠で支給するというふうにはなっていないわけですね。そこまで僕はきちっとして、本当にいわば一生懸命建設業をやりたいと、そういう業者さんがやっぱり立ち直って、そしてちゃんと法令が守れるようにしていくための改善ですね、そういうようなところはひとつ研究していただけないかなという提案ですけど、いかがですか。

○成富監理課長 はい、しっかり検討したい、研究したいと思います。

○松岡徹委員 以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 2点だけ、2点。CALS/EC事業、市町村に今電子入札、納品関係しっかりやっているところどれくらいのパーセントですか。

○西田土木技術管理課長 CALS/ECの中で電子納品について申し上げますと、全体の45市町村のうち導入しているのは、まだ8市町にとどまっております。

というのが、基本的にいわゆるCDで成果品を納めてもらうわけですけども、どうしても市町村によっては工事の件数がそれだけ余り多くないということで、余り省スペースとかそういうふうなメリットがなかなか見出しにくいというふうなことがあるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○佐藤雅司委員 そんなら、やめたらどうですか。

○西田土木技術管理課長 私どもが、まだ電子納品の効果というか、長期的な例えば維持管理とかそういうものに生かしていく、例えば道路台帳の中にそれを反映して、災害時にすぐそれを引っ張り出せるとか、そういうふうなものを考えておりますので、いかにその市町村の方々にとって使い勝手のいいものになるかということが大事だと思いますので、それもあわせて検討したいと思っております。

○佐藤雅司委員 入札についてはどうですか、電子入札。

○成富監理課長 一応9市町村で、45市町村のうち9市町村にとどまっています。一応、市のほうが14市のうち7市、市町村についてはまだ2町しかないということで、確かに電子入札というのはコストからすると、町とか村の段階では非常に厳しいというお声はいただいています。ただ、やはりもともとが電子入札制度の透明性とか公平性とかを掲げて、この制度を大義名分で始めてきましたんで、そちらの面からいくとそのバランスをとりながら、やはりまだまだ市レベルにはできるだけは入れていただきたいということで、まだ後期アクションプランでも引き続き取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 なかなか、やっぱ進まないんですね。そして、どちらかといえば何といますか、そうした業者さんの電子関係のテクニックが上がらぬもんですから、むしろ逆方向といますか、ペーパーのほうがいいんだというような方向に引っ張られやせんדר

うかという、何か最近の動向を見ているとそんな感じがしてならぬのですけども、皆さんやっぱりそこまでやらないかぬ、レベルを上げないかぬていうような認識、市町村もそげなふうになつとつとでしようかね。どうでしょう、そこ辺は。

○成富監理課長 県に応札していただける業者さんにつきましては、全て電子入札でやっておりますので、市と町の業者さんとすれば、そういう人たちはもう電子入札がやはり便利だと。やっぱり設計書とか何とか一々行かなくてもいいし、やっぱり便利さもやはりありますので、やはり県に入札されている方はそれでいいんですけど、やっぱり町とか村の工事を対象にやっておられる方にしたら、やっぱり夫婦でやっておられる方とかたくさんいらっしゃるみたいなんで、その辺につきましては次の代とかいろいろ考えた場合はしたほうがいいと思いますので、やはり町村もその辺を踏まえて引き続き御検討いただきながらやっていたらというふうには思っています。

以上です。

○佐藤雅司委員 とにかく、その辺のところば進めてもらうようにですね。やっぱり市町村の職員の何と申しますか意識も、もうそういうレベルでないともう受注できないんですよというぐらいの、余り厳しいあれもそうですけども、そのような時代なんだということの意識をやっぱり私は徹底すべきだというふうに思っておりますので、やっぱりその意識を高めてもらうような研修を積み重ねてもらいたいというふうに思っています。

それからもう1つは、40ページの社会貢献の評価ですね。これはいわゆる削除してありますけども、多自然型工法による川づくり、ものの見事に消してありますけども、私は個人的にはとても好きなフレーズなんですけど

も、なんがいかぬとですかね。

○成富監理課長 ここは意図としましては、個別に多自然型工法とか道路の緑化とかいうのを今、新4カ年戦略のほうで緑の創造プロジェクトということでやってますんで、そちらに包含する形で表現を変えさせていただいて、決して多自然型工法による川づくりをやめるという意味ではございません。

以上です。

○佐藤雅司委員 実は私の阿蘇地域でも、これ大分まあ偉い人が来られて、その人が多自然型工法にしたらどうかという話を、もちろん川幅とか容量とか流れていく流速とか流量とか計算した上での、これで劣らないきちんとしたものであるということは、はっきりおっしゃった上でこのことを提案されたわけですが、どうも私から言うと地形的にその堤防あたりをなくしてそのまま多自然型にすると大変なことを起こし出すと。あるいは堤防あたりが道路側になっているところもありますので、今度は緊急避難道路あたりに影響するということから、うちのほうではそれは、そげん先生はその工法がいいとおっしゃっても多分責任持てないでしょうという話から、阿蘇の場合はやめましたけど、できるところは、この多自然型工法というのはやっぱり捨てがたい話だと私は思っておりますけども、そこはいかがでございますか。

○持田河川課長 今、多自然型工法について佐藤委員のほうから話がありましたが、やはり1世代、2世代前は全くこういう考え方がなかったんですね。コンクリートでとにかく川を固めるとか。だんだんだんだんそれはいかぬだろうと。河川工学というのは経験工学ですから、そういうところを踏まえてこういった多自然型の川づくりとか、そういうものが生まれてまいりました。

ただ、特に川というと、まあそういうのも大事なんですけども、一番は今委員もおっしゃったように治水というのが基本です。ですから、どのようにこういった治水の目標を満足しつつ、その中で多自然型の川づくりをやっていくのかという、そういうマッチングバランスが一番重要ですので、そういったものについてはいろんな知見を集めながら、まず治水それからこういった環境、多自然型川づくり、こういうのをできる限りマッチングしてやっていくというのが今からの方向性だと、そういうふうに考えております。

○佐藤雅司委員 私もヨーロッパの川あたりを見てきまして、ヨーロッパは大陸ですから意外とゆるゆる川なんですよ。だけど日本の場合は、こうした山岳地帯で流速も速いしかなり急峻な地形が多いということだけど、やっぱりゆるゆる川、例えば傾斜が1,000分の1とか3,000分の1とか、そういうところはやっぱりこうした多自然型、生態系を維持するために、真つすぐ当時したやつを速く流れるようにしたやつをもとの川の形に戻したということも、かなり私も見てきまして、生態系が、蛇やカエルが戻ったという、それからいろんな鳥やなんか戻ったという、できるところはやっぱりそのようにした方がいいんじゃないかな。阿蘇のように地形がものすごく急峻で、やっぱり速く流さないかぬ、それからやっぱりその影響があるんだという、極端な話三方張りでも、何かこうむなしさを感じるようなことじゃない、おっしゃったような方向性であるということは間違いのないんで、まあ成富課長がおっしゃったように、できるところは決してその考えを捨てるわけじゃないということではちょっと安心しましたけども、方向性を見失わないようにしておかぬのかという思いがありました。

別に、あとはありません。以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと、今のその関連でいいですか。CALS/ECの件で。

○内野幸喜委員長 はい。

○城下広作委員 例えば、今8市町村ですかね、やっているのがあったんですけど、例えば県の事業でいわゆる河川とか道路とか、いわゆる平面図なんか公共座標を使うと、市町村も公共座標を使うと、図面は重ねられるんですね。それがいわゆる電子納品なんかでは自由に、ある意味では活用できるという、こういう連携とかというのは特別何か指示をしたりとかというのは、連携はあるんですか、そういう共通財産としてやろうという形のもの。

○西田土木技術管理課長 現在のところ県の電子納品と市町村の電子納品の間では、連携はとっておりません。

○城下広作委員 だから、せっかく電子納品のメリットは、いわゆる医療でいえば共通カルテと一緒に、わざわざ自分のところだけをそこで財産にするんじゃなくて、共通で一つの統一のものをを使うと、共有して早く正確にという記録を残していくということで、せっかくだったら平面図なんかも公共座標でお互い仕事をやると、ある程度推進をしていけば、まあ仕事によってはそういう公共座標を使う必要がないものもあるんだけど、そのための電子納品というメリットだから、特に県道と河川とかいう隣接するようなところは、おのずと使う可能性が高いだろうというのは、県と市町村はやっているところは連携するというのも、これは当然頭に入れておか

ないと、何のために電子納品をやっていくかという、いろいろと国の事業等もこれはくっつけられるわけですから、この辺は国・県・市やっぱり共有財産、共通でこの地図を使っていくという、もっと幅広くやるということは絶対ないと意味がない。電子納品した意味がないというふうに、もっと細かく言えば、もっと詳しく言えますけども、余り時間がないから言いませんけども、そこは考えるべきですよ。これは発注する自治体が国、県、市町村このことは同時に考えながら、ここは共通でやろう、ここの部分は独自の、単独でもいいよというすみ分けでやる。結果的にはこれは国調ともくっつけられるわけですから、いろんな意味で共通財産を高めなければいけない、CALS/ECをするなら、それは絶対大事な部分です。

○西田土木技術管理課長 城下委員御指摘のとおりだと思います。

例えば、災害時に県道も市町村道もないわけですから、全体としてやっぱりデータとしてはまとめるというか整理しておかぬと役に立たないということがありますので、今後十分それについては検討してまいります。

○城下広作委員 では2つだけ、さっき言い忘れた分で、40ページの例のISOの9000とか14000とか削除してあるんですね。これはわざと、これはとらぬでいいじゃなくて、これは当たり前だという前提で、違うエコアクションの部分でしっかり頑張りなさいということのこれは理解なんですかね、これ。これは一時はずうっとISOを推進しよったけども、最近は誰も余り言う人がいないで、取っていいか悪いかもようわからぬような、これをマネジメントする人だけがもうかったみたいな話になっている、これはどうなんですか。ちょっと確認させてください。

○成富監理課長 一応、前回の格付からこはもう、一応格付で評価はしないという形にいたしました。

○城下広作委員 これは一時はやりで、ばあんと、これをばんばんとれとれとって高いかな、一番最初のほうは1,000万円かけたんですよ、この登録事業者は。それで全然宝の持ち腐れ、ただ名刺にぺたっと名前を言う、ある会社は窓ガラスにどんと上げただけで、何も反映せぬなら、これはもう一過性のもので、これが何だったのかという、非常にこれは誰が仕掛けたかようわからぬけど、このISOの内容というのは、よく検証せないかぬ。ちょっとブームになって、その後が全然続かぬ。これは更新して、企業はずっと負担していくんですよ、これ。これをするために。これはちょっとどうにかしないと、これはもっと国も何かようわからぬけど、この検証は1回やらないかぬですね、このISOのどうだこうだというのは。これ1点まず。

○成富監理課長 済みません。先ほどの件で格付は外したが経審で見えるようになったという事で外した。

○城下広作委員 経審で見えるようになって外したと。

全くこれが取ったか取らないとかいうので、ゼロ評価で関係ないということはないということですね。

○成富監理課長 そうでございます。

○城下広作委員 了解です。

では、あと1点済みません。

今度は大きいほうの部分で2ページにあったんですけども、例の災害時に対応できる重機等の保有に対する支援の検討ということで、これ企業が重機貧乏という言葉もあるん

ですよ。機械を持っとかんと付加点がつかない。ところが、重機を持つために一生懸命会社は重機を高い分でリスクを払って持つ。だけど、一方でリースという制度もあって、どっちがいいというか、もうリースはリースで一つのシステムであって、自己所有というのとリースで賄われるというその考え方と、過度に機械を所有する、どうこうと評価していくと、これを購入する意味でずうっと、企業がある意味では経営がちょっと厳しくなるといふ部分との絡みもあるんですよ。この辺は、たくさん持っておけばいいという、それはそれなんだけども、持っとその分だけ負担がかかるという部分との関係、これはどうなんでしょうね、リースとの。この辺のちょっと考え方を。

○成富監理課長 おっしゃるように、リースと所有というので、どういう評価をしていくか、ちょっと悩ましいところが。一時期やっぱり会社経営上はリースのほうが身軽でいいという話もございますので、ただ、やっぱり災害関係の重機については、経営事項審査上は先ほど申しましたように所有で評価するような形という、災害に限った形で特定のやっておられますので、そういうことであれば、全国的にそういう雰囲気であれば、私たちとしては、財政支援とか何とかをしないといけないのかなという感じで考えて、こういうちょっと位置づけで今回考えてます。

○城下広作委員 これは、私もわからぬではないんですよ。ただ、リースに依存していけば、災害には一遍にリースがばあんと物件を押しえられて物が無い。結果的には業態として体をなさないということだから、日ごろ負担があっても持っておいてもらいたいという思いがあつてのことだろうと思うけど、だけど経営ですね、それをたくさん持つというこ

とによって圧迫して、企業がそれで人件費がなかなか上げれないとかいうようになるという、これは2つの側面があるもんだから、非常にこの辺はちょっと微妙な関係だなというふうに、ちょっと心配したもんだからですね。ここはちょっとやっぱりよく考えながら、やっぱりこれは今から統計的にもいろいろ取りながら固定していくというモデルも考えていかぬのがあるかなというふうに思います。

○成富監理課長 委員の意見を踏まえて、しっかり検討し、考えていきたいと思います。

○城下広作委員 以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○堤泰宏委員 私は、もう単純な質問です。

この説明資料の1ページ。県内建設投資額は5割の減少ですね。それから業者数は2割の減少。この建設投資額が5割減少したということは、資材と需要と供給ですよ。資材の需要と供給に限定してちょっと考えてみたんですが、今資材は鉄骨材、生コンを含めて大変高いらしいですね。私は請負業者じゃありませんので、小さいことはわかりませんが、生コンあたりは最低時の2倍ぐらいになっておるとい話も聞きます。これは正しいかどうかわかりません。需要は5割減っておるのに資材は倍になっておるといのは、何か説明がつかますかね。

○西田土木技術管理課長 まず、生コンの単価についてなんですけども、現在、工事の発注に伴いまして、いわゆる生コンとか建設資材の基本的な需給が逼迫している状況には、基本的にはございません。現時点でいわゆる逼迫によって価格の上昇が見られているということは、ほとんど現時点ではまだありませ

ん。

先ほど、生コンの単価が2倍になったとおっしゃったのは、熊本地区が前年度まで6,050円、1立米。それが今回1万2,800円に上がったんですけども、これは今までがいわゆる過当競争であったということで、全国でも大分市に次いで2番目に安い状況にあったということで、一般的にほかの地区は、大体1万4,000円～1万5,000円ぐらいになっております。熊本地区につきましては、皆さん方が共販体制を設立されまして、基本的には、もうその1万2,800円でいこうということで、そういう形で、それしか契約しないという形になったんで、実績として上がったということで、基本的に今回の需給との関係はございません。

以上です。

○堤泰宏委員 そうするとですよ、やっぱり高くなれば今度は発注者は発注せぬようになるですよ、民間工事に限定していけば。今、熊本じゃ非常に建物工事が減ってますもんね、建築の場合は。恐らく擁壁等も民間ではおそらく暫くはせぬと思うんですよ。ますます仕事が減る。すると生コンにしても骨材にしても、骨材というか鉄骨、鉄筋にしても、やっぱり需要は減っていくと思うんですよ。負のスパイラルといいますか、みずからそういうことを選択をしたのかなという気持ちがしますけれども、独禁法とかそういう難しい話は抜きにして、やはり安く供給する業者がおれば、それほどこかで努力をしておると思うんですよ。ですから、それを余り規制せぬで、私は安いほうがええと思うんですよ。誰でも買い物は安いほうがいいですもんね。答えは要らんですよ。

それから、建設業者数が2割の減少、これは倒産して減ったのか、建設業の先行きに不安を持って廃業したのか、この中身を検討し

ておったほうがいいと思うんですね。

それから、これはけちをつけるばっかしじゃないですけども、4番、年齢構成の推移ですね。55歳以上が何ぼとか29歳以降が何ぼと書いてありますね。これは建設業だけじゃないと思うんですね。もう年金も65歳。ですから自然と就業者のこの平均年齢というか、55歳以上の年齢というのは上がってきますよね。ですから、全産業の中で55歳以上がどれくらいふえたのか、その中で建設業がどれくらいふえたのか、それから29歳以下も同じような出し方をせんといかぬと思いますね。

別に農業者なんというのは、こんなもんじゃねえですよ。もっともっとアンバランス。29歳以下の農家なんというのは、もうほとんど田舎にはいませんからね。農協青壮年部から集めると、60歳以上ですよ。消防団も60歳以上ですよ。これは本当ですよ。そういう現実がありますから、この数の取り方をちっと検討していただきたいなと思います。

それから、まだ答えはちょっと難しか。それから、この建設投資額が非常に減つとるわけですね。減つとるけども、業者、発注者、発注者ですね、民間の場合は発注者に対するこの税の負担というのが全然変わらぬわけですね。今、消費税が5%ですね。例えば1億円のビルを発注したとしますね、ある人が、山田さんなら山田さんがですね。すると消費税で500万円かかりますね。そうすると今度は登記をするんですね。登記をするときに100万円以上かかりますよ。そうすると、今度は県のほうから不動産取得税というのが300万円ぐらい言うてくるんですね。その明くる年から、1億円の建物なら恐らく90万円から100万円固定資産税言うてきますよ。ですから、そこ辺を、この不景気な時代ですか扱うておかんと、ますますこれは厳しくなっていくと思うんですね。

どなたか、答えじゃないけども、そぎゃんな思わぬとか、そぎゃん思うとかですよ。そ

れが思うてもらわにやまた困るですね。やっぱりパイを太うせんと、どんな業界もそうですよ、やっぱり小さくなれば、そしここう住む世界が狭くなると思うんですね。5割というのは、これは大きなもんですよ、存亡にかかわると思うんですね。何かこれを。

○船原土木部長 最後の建設の投資に係る長期的な見方についてのお話……

○堤泰宏委員 1億円の建物を建てた場合ですね、具体的に。どのくらい税金を持っていかれるかということですよ。

○船原土木部長 申しわけありません。その点についてはお答えするものを今持ちませんので……

建設投資がずっと減っていく中でという話でございますが、それにつきましては、やはりこれまで、このグラフにあるとおり建設投資がどんどん減って、それに合わせて業界の体質もどんどん弱体化しておる。それに沿って、この資料にありますように、完成工事高、営業利益率も下がってきたというようなことです。

ですから、やはり公共事業は全て丸とは言いませんけども、必要な公共施設の整備については計画的にやっていくというようなことで、国に対しても社会資本整備については必要な予算確保ということで、国に要望をしております。

以上です。

○堤泰宏委員 それはもう、ぜひお願いします。

公共事業だけじゃ、やっぱ建設業の受注額というのは確保できないと思うんですね。このグラフでも、やっぱ民間のほうが大きいですよ。ですから、やはり税金で対応することになれば、まず不動産取得税です

よね。これは1億円の建物を建てて300万円持っていかれるですよ。その次の年から毎年毎年100万円近く固定資産税がかかってくる。大きな負担になるですね。消費税も一緒ですよ。今度800万円になるですな、1億円の建物を建てて。もう負担しきれぬです。恐らく8%の消費税になったら——これは賛成、反対は別ですよ、なったら、これは住宅産業までかなり響くですね。これ住宅産業というのはすそ野が広いですからね。カーテン屋さん、クロス屋さん、佐官——佐官さんは今減ったですけどね、いろんな業界にこれは波及していくと思いますので、私はそういう要望をやっぱし地元都道府県あたりから国に出さんといかぬのじゃないかと思うんです。これは5割が7割減ったら、おまんまの食い上げですよ。

答えは、さっき部長が公共部門は努力するとおっしゃったから、それはもうぜひお願いしたいと思いますね。これは、みんなの声をひとつ伝えたわけですね。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○佐藤雅司委員 道路整備課長さん、57号、中九州滝室坂の進捗状況は、この間、国交大臣とちょっと会う機会がありまして、お礼を言うておきました。報告しておきます。

おおむね10年ということでしたけども、そして、年内ぐらいにはひょっとしたら用地交渉までいくのではないかという話もちよっとあったんですけどね、地元からすると結構、やっぱり水の話とか調整が必要だということで、ややおくれそうなんです、そこ辺の進捗状況を大まかで結構ですから。

○手島道路整備課長 今、佐藤委員から非常

に心強いようなお話をお聞きになったということで、私も情報収集が不足しているなど今感じたところです。以前お聞きしたときは、来年度末には用地交渉に入れるということでお聞きしておりましたけれども、今のお話だとことしじゅうとかあるいはという話でございますので、直ちに情報収集に参りたいと思います。ありがとうございます。

ほかについては、現在、先ほどおっしゃったように水の関係の調査とかボーリングの調査に向けていろいろ行われているということはお聞きしておりますけれども、本当ありがたいお話で、ちょっと勉強に早速入りたいと思います。済みません、情報不足で。

○佐藤雅司委員 私のほうが情報が早いのかどうかわかりませんが、九地整のある人からそのような話があって、この河川国道事務所あたりからも、ちらっと聞いたら、しかしややおくれますみたいな話だったから、「やや」がどのくらいなのかなという、もうおおむね10年というなら、6.3キロあるわけですから、トンネル部分が4.何キロ、もうぼつぼつ早めに準備をしようといかぬなという、地元対策をも含めての話ですけども、できるだけ、10年というならば8年で、7年の前倒しをしていきながら、一番難しいところですので、いろいろ問題、課題はいっぱいあると思いますけども、その点よろしく願います。

いいです。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか。

○松岡徹委員 ここに2013年6月3日付の県の開示した文書の写しを2枚持っているんですけども、開発行為と同意書というのですね。

1枚は去年の6月19日付で、1枚は同意書のサイン・捺印、印鑑を押した方は10年以上

前に亡くなっていると。それからもう1枚は、この阿蘇の役犬原というところの土地の開発に関係することですけれども、この開示請求をした、この土地を一部持っている人のAさんが同意したという文書になっております。

だから、10年以上前に亡くなった人のサインと印鑑の同意書と。全く自分はこれは関知してない、俺んとじゃないというAさんのサインと印鑑を押した同意書というのがここにあるんですけどね、それで、これは私は都市計画法の81条の1項の4の、詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可または承認を受けたものについて行為の差し止めとか停止とか、そういうふうにはせなにかぬというのがこの81条のあれですけども、これに当たるんじゃないかと。誰が考えても、10年以上前に死んだ人のサインと印鑑、それから開示請求したら、自分がサインした文書まできや出てきたという話で本人がびっくりされているわけですね。

ところが、熊本県は、にもかかわらず、これをかなり、そのAさんがいわば問題にしたけれども、基本的な瑕疵ではないということで、開発行為はどんどん進められて工事は進められて、この前僕は現地に行ってきたら、こういうような形で、中には入れないんですけど塀がつくられて整地がされているわけですよ。

私は、問題の展開によっては、100条に基づく調査も視野に入れてちょっと考えているんですけども、これはやっぱり、どう考えてもおかしいんじゃないかというふうに思うんですけどね。ちょっと担当課長に聞きたいんですけども、どんなもんですか。

○坂口建築課長 今、委員申されました阿蘇地域におきます開発行為につきましては、委員おっしゃいましたとおり2つの同意書がついておりまして、1つの同意書におきまして

は確かに10年以上亡くなられた方の同意書のお名前だったということをお聞きしております。

それから、もう1通の同意書につきましては、同意された御本人が、これはことに、1年たってからでございますが、文書を開示されまして、自分では書いてないということをお申されております。

それで、その2点につきまして私たちのほうで調査なり聞き取りを行ったところでございますが、1点目の10年以上前の件につきましては、その後その相続人の方が同意なさることにつきまして申立書をいただいております、その確かに亡くっておられた方の同意というのは本来はおかしいわけでございますが、相続人の方の同意書といえますか申立書をいただいております、そのことは有効ではないかということで考えております。

それからもう1通の同意書のAさんということで今おっしゃいましたけれども、その同意書につきましては、Aさんみずからも御自分で書いていないということで、今警察のほうにもそういう申し立てをなさって、調査をなさっているというふうに聞いておりますので、その真偽につきましては、我々はまだ正確に把握するまでにはございませんが、そちらの調査を待ちたいというふうには思っております。

ただし、そのAさんにおかれましても、同意書を書かれた後、その土地につきましては既にこの開発行為の申請人の方に、昨年時点でもう売買までされておりますので、その同意書につきましては、その売買行為の登記簿が既に存在しておりますので、開発行為自体につきましては有効ではないかというふうに判断したところでございます。

○松岡徹委員 10年以上、亡くなった人の息子さんを書いておるといふんですけど、実際、病気で入院されておって、その息子さんも亡

くなっているんですよ。とても、そこに毎日行って看病した人なんかの話では、そういう書ける状態ではないなどの、かなり細かい証言も出されているわけですけどね。課長は同意されたAさんというけども、Aさん自身が同意してないと。この文書も電話番号も書いてないし、字も似たようなあれで本当に不可解な同意書なんですけどね、2通とも。

私は、こういうのが出た場合に、やっぱりこの81条の1項の4に照らして、一旦事を停止をして、そして、警察あたりともきちっと協議をして慎重に事を進めるというふうにするべきじゃなかったかと。それが何というか、ずるずるずるずるやってこういう形までなっているという点については、今後さらに真相を究明していきたいと思えます。

今1点は、これに関連して、皆さんも御承知かと思えますけど、1986年に佐賀市に泰道というカルト集団みたいな団体ができて、大体、黎明塾というところに、入会金が1人当たり140万円とか高額なもので、それで1996年には集団提訴がなされて、それで97年には解散されているんですけども、1990年には日本刀を500本購入したとかということで報道もされているんですけども、問題は、このときの実質的な責任者が土地の所有者で、そして西原村に自然を守る会、NPO法人自然を守る会という名前で土地を12ヘクタール買って、その所有者がこの泰道の実質的な責任者で、この自然を守る会の理事長が泰道の筆頭理事で、副理事長が泰道の理事と。こういうようなのが問題になって、西原村ではもう村挙げて、議会も村も反対だということで、やっぱりオウムの波野進出のあの経験があるから、とんでもないことだということになっているんです。

今度は、もう一つ隣の大津町に医療法人財団太陽の丘というのが、大津町の岩坂というところに、山林の中に土地を買って、やっぱり一定のものをつくったりなんかしている。こ

れはアースハートといって2000年にできた団体で、この泰道のメンバーだった野中邦子という人が中心になって、このアースハートは、これも新聞で大分報道されていますけども、10億円のいわば脱税で起訴されて、要するに野中氏たちはそれを認めているわけです。

このアースハートの本部と同じ住所になっている医療法人財団太陽の丘というのがこの大津町に土地を買ってますね。このアースハートの機関誌を読んでも、その野中という人がいろいろ言っているんですけどね、水源地と憩いの館というのをつくりますと。で、その土地が手に入りましたと。この阿蘇の役犬原の土地はもう水が自噴するような、行ってみるとどンドン流れているようなところでね。そういうようなことも言っているわけですけど、私は一つ間違えると、オウムのように過去に日本刀を500本買うたり脱税したり、いろんな問題で問題になった団体と関係ある人物また関係ある団体が土地を買って熊本に進出すると。福岡や佐賀でずっと問題になって追い出されて熊本に来ているというふうに見ているんですけど、この役犬原の土地は今どうなっているか、いわばアースハート関係の団体の土地になっているのかどうかを、ちょっと確認したいんですけど。

○内野幸喜委員長 その前に、多分今松岡委員と坂口課長はわかると思うんです。私たちは余りわからないんです。その開発行為者が、例えば今「ある宗教団体」と話されましたけれども、開発行為者とその関係もわからないです。だから、こちらの委員側はちょっと話の中身はわからないんです、今は。

○松岡徹委員 今度ね——これは一応議事録から置いて、ここだけ——私は、さっき言ったように、100条調査も視野に全面的にちよ

っとやっていきたいと思っいまのすので、追々お知らせするし、きょう報道の方も来ていらっしゃいますので、ただ報道あたりでもらうと一番いいんだけど、それで課長あの土地だよ、役犬原の。今どういうふうになっていますか。

○坂口建築課長 土地の所有につきましては、我々阿蘇のほうで完了検査が終わっておりまして、その後の情報は今のところはつかんでおりません。そういった委員おっしゃいましたような方が買われているのかどうかということまでは、確認はいたしておりません。

○松岡徹委員 要するに、明らかにその10年以上亡くなった人のサインとか印鑑で開発行為が進められているという問題と、そして実際アースハートという団体の機関誌や野中氏の講演なんかを読んでも、それから現地の人のお話では、アースハートの機関誌に、そのアースハートが現地視察をしまして新聞があるわけね。その写真は、やっぱりその阿蘇の役犬原の土地の、今開発する前の状態だという証言があるんですよ。そうすると、そういう団体がいわば西原に進出を計画する、大津に土地を買う、役犬原にも土地を買うというようなことになったら大変ですよ。それに結果として、熊本県が加担するといいますか、そういうようなことになった場合の私は責任は重大だと思うんですよ。

この問題は軽い問題としては扱えないので、今後も引き続き問題解明のためにやっていきたいと思っいますけども、一応きょう基本的な点だけ質問し、回答をしていただいたということで、委員長きょうはおさめます。

○内野幸喜委員長 これからの場合、全くわからないわけですね。だから、そういったのがわかるような資料等をですね。

○松岡徹委員 後で、お届けします。

○内野幸喜委員長 はい、わかりました。ほか何かありませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それから、このアクションプログラムについてはまだ素案の段階ですので、きょうのこの委員会の論議についても十分反映していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第6回建設常任委員会を閉会します。

午後3時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長